

放送分野における個人情報の漏えい等事案の報告について

放送分野における個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに報告先（認定個人情報保護団体（一財）放送セキュリティセンターの対象事業者は同センター、その他の事業者は所轄の総合通信局又は沖縄総合通信事務所）へ御一報いただくとともに、報告書の速やかな御提出をお願いします。

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」（<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>）3.（1）及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/170530_3_zigyousya.pdf）2.

（1）アにおいて、個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野で漏えい等事案が発覚した場合の報告先については、別途公表する旨が示されており

ます。
放送分野においては当該権限が総務省に委任されており（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/170530_kengeninin_list_detail.pdf（なお、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 159 号）」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000483164.pdf）に規定する受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者は、総務省に権限が委任されている「放送業」に当たります。）、放送分野において個人情報の漏えい等事案が発覚した場合の報告に関する手続等は以下のとおりです。

※（一財）放送セキュリティセンターの対象事業者は、同センターHP（https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html）を御参照ください。

1. 報告の対象

報告対象となる漏えい等事案は、次の（1）と（2）です。

（1）個人データの漏えい等

次のアからウのいずれかに該当するもの（ただし、以下の①又は②のいずれかに該当するものを除きます。）

ア 保有する個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf）第 2 条第 6 項に規定する個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい

イ 保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_commissionrules.pdf）第 20 条第 1 号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい

ウ ア又はイのおそれ

個人データの漏えいに該当する事例

- ・ 従業者又は委託先従業者による個人データの不正な持出し

- ・従業者又は委託先従業者の不注意による個人データを含む書類等の誤送付
- ・個人データを含む書類、コンピュータ、記録媒体等の盗難・紛失
- ・システムの設定ミス又はシステムの安全管理措置が不十分であったことによりインターネット上で個人データの閲覧が可能となっている場合
- ・電子メールの誤配信（BCC欄に記載すべきメールアドレスをTO欄やCC欄に記載して送信してしまった場合やメールアドレスを別人のものと取り違えをして送信した場合など）
- ・本人の同意なき個人データの第三者への提供（放送分野ガイドライン第16条第1項各号に該当する場合を除く。）等

(報告を要しないもの)

① 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合

～例～

- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
- ・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）
- ・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

② FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合

～例～

- ・FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

(2) 特定個人情報の漏えい等

取り扱う個人番号（マイナンバー）又は特定個人情報（個人番号（マイナンバー）を含む個人情報）の漏えい、滅失又は毀損及びそのおそれ

ただし、従業員の数が100人以下の事業者（個人番号利用事務実施者を除く。）にあっては、次の①から④の全てに当てはまる場合は、報告を要しません。

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）
- ② 実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ④ 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/rouei_kisoku.pdf）第2条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合

※ なお、重大事態に該当する場合（そのおそれを含む。）は、下記2の報告先（（一財）放送セキュリティセンターの対象事業者は同センター、その他の事業者は所轄の総合通信局又は沖縄総合通信事務所）への報告とともに、直接個人情報保護委員会へも直ちに報告してください。

(参考) 個人情報保護委員会 HP 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について (<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>)

2. 報告先等

報告先は、下表のとおりです。

報告元	報告先
(一財) 放送セキュリティセンターの対象事業者である場合	(一財) 放送セキュリティセンター (https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html)
(一財) 放送セキュリティセンターの対象事業者でない場合	所轄の総合通信局又は沖縄総合通信事務所

① 事案発覚後、まずは直ちに報告先へ（年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇期間等につきましては、上記報告先に加えまして、rouei-houseisuishin@ml.soumu.go.jp宛てにも）連絡をお願いします。（第一報）

また、第一報後、追加で判明した事項がございましたら、報告先まで連絡をお願いします。

【御連絡いただきたい内容】

※いずれも、連絡する時点で把握している限りで問題ございません。

- ・ 事案の概要
- ・ 漏えい、滅失又は毀損の別
- ・ 漏えい、滅失又は毀損した情報の内容
- ・ 漏えい、滅失又は毀損した情報に係る本人の数
- ・ 発生原因
- ・ 二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合はその内容）
- ・ 公表（予定）の有無（公表予定がある場合は、公表予定時期とその公表方法）
- ・ 本人への対応等
- ・ 再発防止策等

② ①の御連絡後、報告先へ報告書の提出をお願いします。

総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出する際の報告書様式については、**1. 報告対象**（1）個人データの漏えい等の場合は、「◆個人データの漏えい等事案の報告書様式」を、**1. 報告対象**（2）特定個人情報の漏えい等の場合は、「◆特定個人情報の漏えい等事案の報告書様式」を使用してください（(一財) 放送セキュリティセンターへ提出する際の報告書様式については、同センターHP (https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html) を御参照ください。）

③ 報告先へ報告された内容は、総務省、個人情報保護委員会へ共有されます。

個人データの漏えい等又は特定個人情報の漏えい等発生時の報告について

参考

→ 該当する

→ 該当しない

漏えい等

個人番号(マイナンバー)を含む

情報提供ネットワーク等で管理される特定個人情報の漏えい等

100人分超の漏えい等

不特定多数が閲覧可能となり、かつ閲覧された事態である

職員等の不正利用・提供があった

このおそれを含む
重大事態

実質的に外部に漏えいしていないと判断される

FAX・メール誤送信、荷物の誤配(軽微なもの)

報告不要

従業員の数が100人以下の事業者である

影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した

実質的に外部に漏えいしていないと判断される

事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している

詳細は「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)」参照

詳細は「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)」参照

放送セキュリティセンター
の対象事業者である

報告対象

放送セキュリティセンター
の対象事業者でない

① 第一報
② 報告書

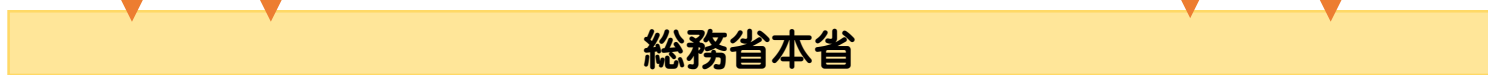
(一財) 放送セキュリティセンター

情報共有

所轄の総合通信局又は沖縄総合通信事務所

総務省本省

個人情報保護委員会



総合通信局又は沖縄総合通信事務所の連絡先

参考

総合通信局等の名称	所轄の地域	事業の種別	電話番号	
総務省	北海道総合通信局	ラジオ放送、地上テレビ放送、移動受信用地上基幹放送(ソフト)	011-709-2311 (内線4664)	
		有線放送	(内線4674)	
		コミュニティ放送	(内線4675)	
	東北総合通信局	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	ラジオ放送、コミュニティ放送、移動受信用地上基幹放送(ソフト)	022-221-0697
			地上テレビ放送	
			有線放送	022-221-0704
	関東総合通信局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	ラジオ放送、移動受信用地上基幹放送(ハード・ソフト)、コミュニティ放送	03-6238-1705
			地上テレビ放送、衛星放送	03-6238-1706
			有線放送	03-6238-1722
	信越総合通信局	新潟、長野	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送	026-234-9939
			有線放送	026-234-9993
	北陸総合通信局	富山、石川、福井	ラジオ放送、コミュニティ放送	076-233-4494
			地上テレビ放送	076-233-4492
			有線放送	076-233-4493
	東海総合通信局	岐阜、静岡、愛知、三重	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、移動受信用地上基幹放送(ソフト)	052-971-9148
			有線放送	052-971-9136
	近畿総合通信局	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	ラジオ放送、コミュニティ放送	06-6942-8566
			地上テレビ放送、衛星放送	
			移動受信用地上基幹放送(ソフト)	06-6942-8571
有線放送				
中国総合通信局	鳥取、島根、岡山、広島、山口	ラジオ放送、コミュニティ放送	082-222-3385	
		地上テレビ放送	082-222-3386	
		移動受信用地上基幹放送(ソフト)	082-222-3380	
		有線放送	082-222-3350	
四国総合通信局	徳島、香川、愛媛、高知	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送	089-936-5037	
		有線放送	089-936-5039	
九州総合通信局	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	ラジオ放送、地上テレビ放送、コミュニティ放送、移動受信用地上基幹放送(ソフト)	096-326-7307	
		有線放送	096-326-7877	
沖縄総合通信事務所	沖縄	ラジオ放送、地上テレビ放送、有線放送、コミュニティ放送	098-865-2307	

(一財)放送セキュリティセンターの連絡先は、同センターHP (https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html) を御参照ください。

※ 事案発覚後、まずは直ちに報告先へ(年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇期間等につきましては、rouei-houseisuishin@ml.soumu.go.jp宛てにも)連絡をお願いします。

◆個人データの漏えい等事案の報告書様式（総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長宛）

（注）（一財）放送セキュリティセンターへ提出する際の報告書様式については、
同センターHP（https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html）を御参照ください。

平成 年 月 日（注1）

（何）総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長 殿

事業者名（注2）
 担当部署
 業種
 担当者
 所在地
 連絡先（TEL： ）
 認定個人情報保護団体への加入 有・無
 （団体名： ）（注3）

個人データの漏えい等事案の報告について

①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日 （注4）
③発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 漏えいのおそれ（ <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損（注5））
④漏えい、滅失又は毀損した情報の内容	（注6）
⑤漏えい、滅失又は毀損した情報に係る本人の数	（ ）人 （注7）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合はその内容）	
⑧公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法（注8）】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨本人への対応等	（注9）
⑩再発防止策等	
⑪その他	（注10）

（注）適宜参考資料を添付してください。

（注）前回報告から記載を変更した箇所には、下線を引いてください。

（注）各項目について、更なる調査又は検討が必要とされ、その結果が出るまでさらに時間がかかる場合等具体的な記載が困難な部分については、「調査中」又は「検討中」と記載の上、当該調査又は検討の必要性及び当該調査又は検討の結果が出る予定時期を記載してください。

- (注1) 報告年月日を記載してください。
- (注2) 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名を記載してください。
- (注3) 認定個人情報保護団体の加入状況について「有」、「無」の別を記載してください。「有」の場合には、当該団体名を記載してください。なお、複数の認定個人情報保護団体に加盟している場合は、加盟している団体すべてを記載してください。
- (注4) 発生日、発生場所、発覚日時、発見者、発覚に至る経緯についても記載してください。なお、漏えいに係る場合については、当該漏えい先等の範囲を記載してください。
- (注5) 「漏えいのおそれ」を選択した場合のみ選択してください。
- (注6) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）第3条第2号に規定する「放送受信者等」である場合については、同号イからホ、「放送受信者等」以外の場合については、その他の個人情報の本人の属性（従業員等）を記載してください（複数記載可）。
また、漏えい等した情報の内容に視聴履歴が含まれる場合には、そのことが分かるように記載してください。
- (注7) 報告する時点で把握した数を記載してください。
- (注8) 【事案の公表】において、「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載してください。
- (注9) 本人への連絡の有無及び対応内容を記載してください。
- (注10) 行為者の処分等の社内対応や刑事処分等その他の対応の措置をした場合には、その対応模様についても記載してください。また、⑧公表（予定）【事案の公表】において、「なし」を選択した場合は、その理由を記載してください。

(参考) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）抜粋
第3条第2号 放送受信者等 次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

例：電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、双方向サービスやテレビショッピングサービスの利用者等

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金又は代金を支払う者

例：NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金の支払を行う者等

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

例：プラットフォーム事業を行う者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービスの提供事業者などの事業者が、放送の受信・視聴の提供、それに関する契約の締結、サービス提供のための登録を行わせるために行った勧誘の対象者等

◆特定個人情報の漏えい等事案の報告書様式（総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長宛）

（注）（一財）放送セキュリティセンターへ提出する際の報告書様式については、
同センターHP（https://www.sarc.or.jp/hogo/member_hokoku.html）を御参照ください。

平成 年 月 日（注1）

（何）総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長 殿

事業者名（注2）
担当部署
業種
担当者
所在地
連絡先（TEL： ）
認定個人情報保護団体への加入 有・無
（団体名： （注3））

特定個人情報の漏えい等事案の報告について

①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②重大事態（そのおそれのある事案を含む。）の該当の有無	該当する（注4）・該当しない
③事案の概要	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日 （注5）
④発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損
⑤漏えい、滅失又は毀損した情報の内容	（注6）
⑥漏えい、滅失又は毀損した特定個人情報に係る本人の数	（ ）人 （注7）
⑦公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法（注8）】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑧本人への対応等	（注9）
⑨再発防止策等	
⑩その他	（注10）

（注）適宜参考資料を添付してください。

（注）前回報告から記載を変更した箇所には、下線を引いてください。

（注）各項目について、更なる調査又は検討が必要とされ、その結果が出るまでさらに時間がかかる場合等具体的な記載が困難な部分については、「調査中」又は「検討中」と記載の上、当該調査又は検討の必要性及び当該調査又は検討の結果が出る予定時期を記載してください。

- (注1) 報告年月日を記載してください。
- (注2) 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名を記載してください。
- (注3) 認定個人情報保護団体の加入状況について「有」、「無」の別を記載してください。「有」の場合には、当該団体名を記載してください。なお、複数の認定個人情報保護団体に加盟している場合は、加盟している団体すべてを記載してください。
- (注4) 「該当する」を選択した場合については、重大事態（そのおそれのある事案を含む。）の類型を記載してください。また、総務省への報告とは別に、当該事案を個人情報保護委員会へ直ちに直接報告してください。
- (注5) 発生日、発生場所、発覚日時、発見者、発覚に至る経緯についても記載してください。なお、漏えいに係る場合については、当該漏えい先等の範囲を記載してください。
- (注6) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）第3条第2号に規定する「放送受信者等」である場合については、同号イからホ、「放送受信者等」以外の場合については、その他の個人情報の本人の属性（従業員等）を記載してください（複数記載可）。
また、漏えい等した情報の内容に視聴履歴が含まれる場合には、そのことが分かるように記載してください。
- (注7) 報告する時点で把握した数を記載してください。
- (注8) 【事案の公表】において、「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載してください。
- (注9) 本人への連絡の有無及び対応内容を記載してください。
- (注10) 行為者の処分等の社内対応や刑事処分等その他の対応の措置をした場合には、その対応模様についても記載してください。また、⑦公表（予定）【事案の公表】において、「なし」を選択した場合は、その理由を記載してください。

(参考) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）抜粋

第3条第2号 放送受信者等 次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

例：電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、双方向サービスやテレビショッピングサービスの利用者等

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金又は代金を支払う者

例：NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金の支払を行う者等

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

例：プラットフォーム事業を行う者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービスの提供事業者などの事業者が、放送の受信・視聴の提供、それに関する契約の締結、サービス提供のための登録を行わせるために行った勧誘の対象者等